

普通肥料の公定規格の変更に係る食品健康影響評価について

1. 概要

- (1) 堆肥については、昭和 25 年 6 月 20 日農林省告示第 177 号（特殊肥料等を指定する件）において「特殊肥料」として指定されており、登録が必要な「普通肥料」と異なり、都道府県知事に肥料の名称等の届出を行うことにより生産・販売が可能である。

※堆肥

わら、もみがら、樹皮、動物の排せつ物その他の動植物質の有機質物を堆積又は攪拌し、腐熟させたもの

- (2) 一方、動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料は、堆肥ではなく「普通肥料」とされている。

これは、凝集促進材として使われうる物質等の情報が十分でなく、肥料中の重金属等の有害成分の含有量や作物の生育への影響が不明であったことから、平成 11 年の肥料取締法（昭和 25 年法律第 127 号）の改正時に、凝集促進材を含む肥料については、「特殊肥料」から「普通肥料」のうち「し尿汚泥肥料」に分類を変更し、その生産・販売には、銘柄ごとに規格を満たすことを確認し、農林水産大臣の登録を受けることとしたものである。

- (3) しかしながら、現在、凝集促進材として利用される物質についての情報が蓄積され、①これまで登録を受けた動物の排せつ物に混合されている凝集促進材には、規格が設定されている有害成分が含まれるものは存在せず、また凝集促進材が、肥料中の有害成分の含有量を引き上げることはないこと、②これまで動物の排せつ物に凝集促進材を混合したものを原料とする肥料について、有害成分の規格を超過したものや植害試験により植物への生育障害が確認されたものはないことが明らかとなった。

- (4) このため、一定の凝集促進材が混合された肥料についても、通常の堆肥と比較して、農産物を通じて人畜に与える影響は変わらないと考えられることから、堆肥と同様、「特殊肥料」に分類し直し、届出をもって生産・販売が可能となるよう、普通肥料の公定規格を改正する。

2. 今後の方針

食品安全委員会からの食品健康影響評価の結果を得た上で、関係告示の改正に関わる所要の進めを進めることとする。

(参考) 特殊肥料に利用される凝集促進材

- ・ ポリアクリルアミド系高分子凝集促進材
- ・ ポリアクリル酸ナトリウム系高分子凝集促進材
- ・ ポリアクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ・ ポリメタクリル酸エステル系高分子凝集促進材
- ・ ポリアミジン系高分子凝集促進材
- ・ アルミニウム系無機凝集促進材
- ・ 鉄系無機凝集促進材

肥料取締法における肥料の区分

